

第三者保証



本報告書に記載されているCO₂排出量およびエネルギー使用量が、コニカミノルタが定める基準に従って把握、集計、開示されているかについて、KPMGあずさサステナビリティ(株)による保証を受けました。

KPMG
独立保証報告書
2010年8月11日

コニカミノルタホールディングス株式会社
取締役会 御中

KPMG あずさサステナビリティ株式会社
東京都新宿区神楽坂1番2号
代表取締役社長 魚住 隆太
取締役 有藤 和彦

目的及び範囲
当社は、コニカミノルタホールディングス株式会社(以下、「会社」という。)からの依頼に基づき、会社が作成した環境報告書 2010(以下、「環境報告書」という。)に対して限定的保証業務を実施した。本保証業務の目的は、環境報告書に記載されている2009年4月1日から2010年3月31日までの対象としたCO₂排出量及びエネルギー使用量(以下、「指標」という。)が会社の定める基準に従って作成されているかについて保証手続を実施し、その結論を表明することである。環境報告書の記載内容に対する責任は会社にあり、当社の責任は、限定的保証業務を実施し、実施した手続に基づいて結論を表明することにある。

判断規準
会社はエネルギーの使用の合理化に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」(2009年 環境省、経済産業省)及び「The Greenhouse Gas Protocol: A Corporate Accounting and Reporting Standard」(2004年 WRI/WBCSD)等を参考にして定めた指標の算定・報告基準(以下、「会社の定める基準」という。)に基づいて指標を作成しており、当社はこの会社の定める基準を指標についての判断規準として用いている。

実施した保証手続
当社は、サステナビリティ情報審査協会のサステナビリティ情報審査実務指針(2009年12月改訂)及び国際監査・保証基準審議会(ISA)3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」(2003年12月改訂)に準拠して本保証業務を実施した。本保証業務は限定的保証業務であり、主として環境報告書上の開示情報の作成に責任を有するもの等に対する質問、分析的手続等の保証手続を通じて実施され、合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。
当社の実施した手続には以下が含まれる。
● 環境報告書の作成・開示方針についての質問
● 会社の定める基準の検討
● 指標の把握、集計、開示のためのシステム並びに全社及びサイトレベルでの内部統制の検討
● 全社集計データに対する分析的手続の実施
● 会社の定める基準に従って指標が把握、集計、開示されているかについて、試算による原始証拠との照合並びに再計算の実施
● 日野サイト、八王子サイトにおける現地往査
● 指標の表示の妥当性に関する検討

結論
上述の保証手続の結果、環境報告書に記載されている指標が、すべての重要な点において、会社の定める基準に従って作成されていないと認められる事項は発見されなかった。
当社及び本保証業務に従事したものと会社との間には、サステナビリティ情報審査協会の倫理規程に規定される利害関係はない。

以上

実施期間：2010年3月～5月



東京サイト日野での現場確認



資料の確認

保証業務を実施して

製品使用に伴うCO₂排出量をはじめとする「スコープ3排出量※」の貴社グループにとっての重要性を認識し、それを含めてCO₂排出量の目標設定が行われています。さらに、「中期環境計画2015」の初年度である今回の報告から、データの算定範囲や算定方法をより詳細に報告したり、エネルギー使用量やCO₂排出量に対して第三者による保証を受けたりするなど、開示情報の信頼性と透明性の向上に努められています。

他方、生産や販売に伴うCO₂排出量は、生産工場や日本国内の販売拠点で毎月システムに入力されるエネルギー

使用量に基づき算出されますが、異常値を適時に効果的に発見できる仕組みが十分に確立されていません。入力されたデータについて適時に分析を行い、使用量の増減が大きい場合は理由の報告を求めるなどの仕組みづくりが必要と考えます。また、「スコープ3排出量」である物流に伴うCO₂排出量は、個々の事業会社からの報告データに基づき集計されますが、算定方法が統一されていない部分がありますので、統一が望まれます。

※ スコープ3排出量：直接排出量(スコープ1)と電力などの使用に伴う間接排出量(スコープ2)を除く、その他の間接排出量

KPMGあずさサステナビリティ株式会社 菅生 直美 氏